

基礎情報（令和6年4月時点）

自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
鳥取県	540,207人	3,507.0km ²	154.0人/km ²	178,417人	65,107人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

本県では、従来のバス中心の交通体系からタクシーや共助交通を組み合わせた交通体系への転換を図り、効率的・効果的な地域交通体系構築や担い手不足解消に向けた市町村の取組が進みつつある。
一方で、コロナ禍を経て、バス・タクシー運転手が大幅に減少したほか、自家用車依存や人口減少等により公共交通利用者が減少し、中山間地域等において、事業者の撤退や路線の廃止・縮小などに歯止めがかかっていない。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）

事業名称	①：コミュニティ・ドライブ・シェア （鳥取型ライド・シェア）推進事	②：地域バス交通等体系整備支 援事業	③：若桜線維持存続事業		
予算額【千円】	452,669千円	319,775千円	31,321千円		
財源内訳【千円】	国庫支出金 937千円 一般財源 451,732千円	一般財源 319,775千円	一般財源 31,321千円		
KPIの設定状況※	なし	なし	なし		

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

特になし

【個票①】

自治体名	事業名称
鳥取県	①：コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●			●	●	●		●			●		市町村間接補助 (一部除く)

補助の目的
<p>(1) 交通事業者等と住民ドライバーとの協働型 自家用有償旅客運送のうち、自家用車の運行を地域の住民が行うものであって、その運行管理等について交通事業者その他の事業者が協力する協働型自家用有償旅客運送の円滑な導入及び維持を図ることを目的として交付する。</p> <p>(2) 住民共助型 NPO等自家用有償旅客運送の円滑な導入及び維持を図ることを目的として交付する。</p> <p>(3) 市町村主体型 単独市町村内の路線又は区域で運行される乗合バス、乗合タクシー及び市町村による自家用有償旅客運送の円滑な導入及び維持を目的として交付する。</p> <p>(4) 事業者無償運送活用型 交通空白地において、地域にある車両資源を有効に活用し、移動サービスを補完することを目的として交付する。</p> <p>(5) 交通事業者主導型 交通事業者の旅客運送の供給力の確保又は向上を目的として交付する。</p>

補助の要件
<p>(1) 交通事業者等と住民ドライバーとの協働型</p> <p>ア 住民ドライバー確保事業 協働型自家用有償旅客運送を行うために必要な住民ドライバーを確保する事業</p> <p>イ 運行事業 協働型自家用有償旅客運送を行う事業</p> <p>ウ 車両購入事業 協働型自家用有償旅客運送を行うために必要な車両を購入する事業</p> <p>エ 運行効率化等事業 AIオンデマンド乗合交通のシステムや貨客混載などの仕組みを導入し、運行の効率性及び利用者の利便性又は持続可能性を従来より高める事業</p> <p>オ 運行管理等支援事業 遠隔点呼システムの導入等により、交通事業者等による運行管理等を促進する事業</p>

補助の内容
<p><対象経費></p> <p>(1) 交通事業者等と住民ドライバーの協働型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行経費（運行収入で賄えない部分） ・運行管理システム等の導入経費等 ・住民ドライバーの新規確保に係る奨励金・ドライバー自家用車のメンテナンス費用、安全装置等 <p>(2) 住民共助型</p>

<補助率・上限額>
<p>(1) 交通事業者等と住民ドライバーの協働型、(2) 住民共助型、(3) 事業者無償運送活用型、(4) 市町村主体型</p> <p>補助率：県：1/2 ※市町村主体型のデマンドバスの車両購入費は、補助率1/3</p> <p>補助上限額：70,000千円/市町村※(1)～(4)の合計、車両購入費は、別途上限5,000千円/台ほか</p> <p>(5) 交通事業者主導型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者、鳥取県バス協会、鳥取県ハイヤー・タクシー協会からの交付申請 <p>補助率：2/3等</p>

<要綱等詳細情報URL>
<p>http://db.pref.tottori.jp/r6hojyokinkoukai.nsf/e07d41affb031118492576c4000316b4/65f352768384d18549258b4700286406?OpenDocument</p>

エントリー方法
<p>(1) 交通事業者等と住民ドライバーの協働型、(2) 住民共助型、(3) 事業者無償運送活用型、(4) 市町村主体型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内市町村からの交付申請 <p>(5) 交通事業者主導型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者、鳥取県バス協会、鳥取県ハイヤー・タクシー協会からの交付申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<p>交付申請：4月 など</p> <p>実績報告：翌年の4月 など</p>

補助事業の活用実績
<p>○県の地域交通への支援件数</p> <p>令和2年度：32件</p> <p>令和3年度：33件</p> <p>令和4年度：35件</p> <p>令和5年度：36件</p>

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に、市町村、学識経験者、交通事業者、県等による、「新たな地域交通体系構築のための研究会」を立ち上げ。 ・主に中山間地の公共交通の現状・課題の把握や先進事例調査等を実施し、中山間地の集落の地縁の繋がりや地形等の個別市町村の状況に応じたバス、タクシー、共助交通を組み合わせ可能な補助制度や交通体系モデルを提案。

備考

問合せ先	<p>部署：輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 交通政策課、中山間・地域振興課</p> <p>電話：0857-26-7641、7986</p>
------	--

【個票②】

自治体名	事業名称
鳥取県	②：地域バス交通等体系整備支援事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
			●	●								直接補助と 市町村間接補助

補助の目的
生活バス路線の運行維持を図るため、バス事業者等が運行する広域路線に対し運行費等の助成を行う。

補助の要件
① 路線維持費補助金（国庫協調補助） 過去4年から2年前までの運行実績を基に県が策定する生活交通確保維持改善計画から、国は事業内容の妥当性（標準的な経費等）を確認して補助額を内定。 ・補助率：国1/2、県1/2 ・補助対象者：バス事業者 ・対象経費等：4年～2年前までの運行実績を基に予測される運行赤字額

補助の内容
<対象経費> 上欄に記載
<補助率・上限額> 上欄に記載

<要綱等詳細情報URL>
① 路線維持費補助金（国庫協調補助） http://db.pref.tottori.jp/r6hojyokinkoukai.nsf/e07d41affb031118492576c4000316b4/703824494d9c77ea49258adf000c005e?OpenDocument
② 路線維持費補助金（国庫協調補填補助） http://db.pref.tottori.jp/r6hojyokinkoukai.nsf/e07d41affb031118492576c4000316b4/bb35c8f072cafa0749258adf000c9b22?OpenDocument

エントリー方法
交通事業者からの交付申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
交付申請：12月 実績報告：12月 など

補助事業の活用実績
○補助金実績額 令和2年度：304,750千円 令和3年度：288,714千円 令和4年度：309,168千円 令和5年度：332,668千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
平成21年度以降、補助制度について各市町村、交通事業者等と協議を重ね、路線を維持するための制度改正を実施してきている。 (平成21年度、平成23年度、平成27年度、R6年度に一部改正)

備考

問合せ先	部署：輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 交通政策課 電話：0857-26-7641
------	--

【個票③】

自治体名	事業名称
鳥取県	③：若桜線維持存続事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
			●					●				町への補助

補助の目的
公有民営方式による上下分離を導入し、鉄道事業者として地域住民の生活交通手段である若桜鉄道を維持する地元両町（若桜町・八頭町）に対し、安定的に鉄道を運行するための支援を行う。

補助の要件
若桜線（若桜-郡家間：19.2km）の線路などの鉄道施設を保有する第三種鉄道事業者である若桜町及び八頭町

補助の内容
<p><対象経費></p> <p>第三種鉄道事業者として地元両町が支出する、沿線住民の生活交通確保のため必要な鉄道施設保守管理経費 (主な項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 線路保存費(レール・橋りょう等の維持費) 電路保存費(信号・通信・踏切等の維持費) 輸送高度化事業費(線路等部分の設備投資、老朽施設更新) <p><補助率・上限額></p> <p>○上部分（若桜鉄道） 費用・運行経費（運転士人件費等）の負担・列車運行、観光、物産販売 収入・旅客収入・その他営業収入・営業外収入（売店収入等）</p> <p>○下部分（自治体） 費用・線路（レール等）、電路（信号機、踏切施設等）、垂降施設（各駅ホーム）の保有・保守管理、老朽線路施設の更新、車両保守管理費（占検、修理、検査費用）</p> <p><要綱等詳細情報URL> http://db.pref.tottori.jp/yosan/R6Yosan_Koukai.nsf/78f166400ad3c3a1492574810035a99b/650746bbae01cccb49258aa80048e02a?OpenDocument</p>

エントリー方法
両町からの交付申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<p>交付申請：10月</p> <p>実績報告：翌年の4月 など</p>

補助事業の活用実績
<p>○旅客者数（年度間）</p> <p>令和2年度：366千人</p> <p>令和3年度：378千人</p> <p>令和4年度：475千人</p> <p>令和5年度：424千人</p>

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
<ul style="list-style-type: none"> ・H21年4月1日より、公有民営方式の上下分離に移行し、鉄道施設を若桜町と八頭町が保有・管理 ・H28年4月1日より、車両部分についても若桜町と八頭町が保有・管理 ・県はH21年度から鉄道施設を保有・管理する両町に対し保有・管理に係る経費の一部を支援 ・R2年3月の八東駅行き違い施設完成により、列車本数が10往復から15往復に増便され、利便性が向上 ・若桜鉄道は、通学定期価格の値下げ、シルバー定期券、若桜鉄道応援団、サポート倶楽部、ファミリー割引きっぷなど、多種多様な企画商品の売り出し、SLの体験運転等観光誘客の促進を行い、収入増を図っている

備考

問合せ先	<p>部署：輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 交通政策課</p> <p>電話：0857-26-7641</p>
------	---

基礎情報（令和6年4月時点）

自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
鳥取市	181,203人	765.3km ²	236.8人/km ²	55,669人	22,353人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

鳥取県鳥取市は、都道府県庁所在地の中で最も人口が少ない一方で、面積は約765km²と広大であり、地域交通の中核を担う乗合バス事業の実車走行距離（補助対象期間の累計）は約6,866千kmに及ぶ。少子高齢化の急激な進展とともに地域交通の重要性が高まる中、路線バス運転手の高齢化や人員不足が深刻な課題となっており、長大なバス路線を将来にわたって維持していくことが困難な状況となっている。

鳥取市中心部においても、人口減少や少子高齢化、商業施設の撤退等が進行し、全国的に上昇基調にある路線価は下落に歯止めがかからず、地域活力の衰退が懸念されており、新しいモビリティの導入やバスターミナルを含む鳥取駅周辺の再整備など、人流の活性化や民間投資を誘発する都市機能の高度化が喫緊の課題となっている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）

事業名称	①：高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業費	②：地方バス路線維持対策補助金	③：バス代替タクシー運賃補助金	④：市町村有償運送事業費	⑤：地域主体型生活交通確保支援事業費
予算額【千円】	23,405千円	242,332千円	31,035千円	53,045千円	47,321千円
財源内訳【千円】	その他：12,161千円 一般：11,244千円	国・県支出金：187,032千円 地方債：55,300千円	国・県支出金：5,000千円 地方債：11,900千円 その他：14,135千円	国・県支出金：8,000千円 地方債：29,100千円 その他：6,376千円 一般：9,569千円	国・県支出金：20,070千円 地方債：23,200千円 一般：4,051千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

--

【個票①】

自治体名	事業名称
鳥取市	①：高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らし続けることができるまちづくりが求められており、高齢者団体のレクリエーション活動や研修活動などを促進することで、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。また、ボランティア活動を行う市民の利便を図ることで、市民の社会奉仕活動を推進することや、地区公民館を拠点に活動している団体の地域活動や研修会等に参加する機会の拡大を図る。
 ※令和4年度から、利用者団体等の利便性と事業の効率性向上のため、「高齢者福祉・ボランティアバス運行事業」と「公共交通期間利用助成事業」を一体的に実施している。

補助の要件
 下記3つの活動に対して、バスの運行またはバス借上げ補助を行っている。(ただし、宗教・誠治・営利を目的とした団体などは対象外)
 (1) 市内に住所を有する60歳以上の者で組織する10人以上の団体が、健康保持のための教養講座並びに広く地域社会との交流を図るためのレクリエーション及び研修への参加する活動
 (2) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所等を有する団体が、参加人数が10人以上となるグループとして行う、社会福祉施設や社会福祉サービス対象世帯を訪問して行う奉仕活動、会員研鑽のための研修会参加、その他鳥取市社会福祉協議会会長が認める奉仕活動
 (3) 地区公民館を拠点に活動している10人以上の団体、かつ、地区公民館又は総合支所地域振興課を通じて申込みのあった団体で、団体の活動内容・活動目的に合致する地域貢献活動、研修会及び各種大会などへ参加する活動

補助の内容
<対象経費>
 【公共交通期間利用助成】
 民間バスの基本料金（貸切バス又は借上げバスの使用料、レンタルバスのレンタル基本料金及び燃料代）
<補助率・上限額>
 【公共交通期間利用助成】
 補助率：10/10
 上限額：7万円
<要綱等詳細情報URL>
<https://www.tottoricity-syakyo.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A6%8F%E7%A5%89%E3%83%90%E3%82%B9%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7.pdf>

エントリー方法
 随時

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

	〔決算額〕	〔高齢者〕	〔ボランティア〕	〔利用助成〕
令和3年度	14,742千円	283件	18件	38件
令和4年度	16,145千円	338件	17件	64件
令和5年度	19,354千円	485件	17件	121件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：鳥取市福祉部長寿社会課
 電話：0857-30-8211

【個票②】

自治体名	事業名称
鳥取市	②：地方バス路線維持対策補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 路線バスは、もっとも身近な公共交通手段であり、地域住民、特に高齢者や学生などの交通弱者にとっては欠くことのできない交通機関である。しかし、少子化の進展や自家用車の普及などにより、バス利用者は減少傾向にあり、多くの路線が赤字運行になっている。このため、国・県・市がバス事業者に対し補助金を交付してバス路線の維持に努めている。生活バス路線の運行維持を図るため、バス事業者等が運行する広域路線に対し運行費等の助成を行う。

補助の要件
 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの不採算路線について、バス事業者（日本交通、日ノ丸自動車）に対して補助を行う。

補助の内容

<対象経費>

【生活バス路線維持費補助金】
 補助対象期間に、補助対象路線を運行するために要する経費のうち次の積算方法により得られた額とする。「地域キロ当たり標準経常費用」又は「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない額に実車走行キロ数を乗じて得た額から当該路線の経常収入を差し引いた額

【新交通体系促進補助金】
 補助対象期間に、新交通体系促進補助系統を運行するために要する経費のうち次の積算方法により得られた額とする。「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に新交通体系促進補助系統の実車走行キロ数を乗じて積算した額から当該系統の収入を差し引いた運行赤字額とする。ただし、「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として積算する。

<補助率・上限額>

【生活バス路線維持費補助金】
 地域区分基準値(収支比率)市街化区域内 100%、市街化区域外 70%、中山間地域 60%に応じて収支比率の区分ごとに計算。
 ※ 経常費用とは、国庫補助金交付要綱第2条で定められた「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて積算した額をいう。
 ※ 収支比率とは、経常費用に対する路線単位の経常収益の割合をいう。

【新交通体系促進補助金】
 補助対象経費×{(新交通体系促進系統の市内における系統キロ数 - 1km) + (1km÷関係する市町村の数)}÷新交通体系促進系統の始点から終点までの系統キロ数。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。※佐治、西郷、勝部、散岐及び江波赤波以外の路線で、平均乗車密度が1.5人未満の系統においては、上記で算定された補助金額に10分の9を乗じた額とする。
 ※令和2年～6年に限り、100/100補助とする。

<要綱等詳細情報URL>
<https://www.city.tottori.lg.jp/gyouzaisei/237.pdf>

エントリー方法
 補助金の交付を受けようとする会計年度の12月10日までに交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 交付申請書提出期限：12月10日
 交付決定、額の確定：3月頃
 支出：3月頃

補助事業の活用実績
 バス事業者に対する経費支援を行うことで、市民生活に必要不可欠なバス路線を維持した。
 ・補助金額及びバス路線数
 【令和5年度】2事業者111系統、153,922千円
 【令和4年度】2事業者109系統、263,270千円
 【令和3年度】2事業者109系統、247,540千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：鳥取市都市整備部交通政策課
 電話：0857-30-8326

【個票③】

自治体名	事業名称
鳥取市	③：バス代替タクシー運賃補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
 バス路線の再編・減便・廃止に伴う代替交通として、タクシー事業者と連携し乗合タクシーを運行している。
 平成13年10月 湖南地区（吉岡洞谷線）
 平成22年1月 米里地区（米里線）
 平成24年10月 河原町（西郷線）
 平成28年4月 国府町（雨滝上地線）
 令和5年4月 神戸地区（神戸線）

補助の要件
 乗合タクシーを運行する事業者に対し運行経費から運賃を差し引いた金額を補助する。
 [運行地域] [路線名] [運行事業者]
 湖南地区 吉岡洞谷線 日ノ丸ハイヤー(株)
 米里地区 米里線 日本交通(株)
 河原町 西郷線 日ノ丸ハイヤー(株)
 国府町 雨滝上地線 日ノ丸ハイヤー(株)

補助の内容
 <対象経費>
 吉岡洞谷線：タクシー運賃（補助対象者によるタクシーの対キロ貸切運賃とする。）から路線バス運賃相当額（既存の路線バスによる普通運賃とする。ただし、定期券、回数券、割引券等については、普通運賃に割引率を乗じた額とする。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第02号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき交付される補助金その他の本補助金以外の補助金の額に相当する額を差し引いた額とする。
 西郷線・雨滝上地線・神戸線：市と締結した、乗合タクシー運行に関する覚書に定めた運行経費（乗合タクシー運行を予定して行う無償の試験運転等に係る経費を含む。）、又はタクシー運賃（補助対象者によるタクシーの対キロ貸切運賃。）から、運賃（乗合タクシー運行事業計画に定めた普通運賃。ただし、定期券、回数券、割引券等については、普通運賃に割引率を乗じた額とする。）収入額及びその他の本補助金以外の補助金を差し引いた額とする。
 米里線：市と締結した、乗合タクシー運行に関する覚書に定めた運行経費又はタクシー運賃（補助事業者によるタクシー距離制運賃又は時間制運賃）、市と覚書を締結していない場合は市長が必要と認めた経費から運賃（乗合タクシー運行事業計画に定めた運賃）収入額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき交付される補助金その他の本補助金以外の補助金の額に相当する額を差し引いた額

<補助率・上限額>
 補助対象経費の10/10以内とする。

<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1718189543715/simple/134369_20221118.pdf
https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1718189543715/simple/358229_20231228.pdf

エントリー方法
 ・市に交付申請→交付決定→事業の完了→市に実績報告→検査→額の確定→支出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 <令和6年度の補助対象期間＝令和6年4月～令和7年3月>
 5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施
 6年4月 交付申請書を提出
 6年4月 交付決定
 6年4月～7年3月 補助対象系統の運行を実施
 7年3月 額の確定
 7年4月頃 確定額をもって精算

補助事業の活用実績
 乗合タクシーを運行する事業者に対し、運行経費を補助することで運行の継続を図った。また、令和5年4月より神戸地区において乗合タクシーの運行を開始した。
 ・運行地域
 湖南地区（吉岡洞谷線）、米里地区（米里線）、河原町（西郷線）、国府町（雨滝上地線）、神戸地区（神戸線）
 ・市補助金額及び利用者数
 令和3年度 19,351千円 15,435人、令和4年度 23,112千円 14,859人、令和5年度 38,256千円 17,307人

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：鳥取市都市整備部交通政策課
 電話：0857-30-8326

【個票④】

自治体名	事業名称
鳥取市	④：市町村有償運送事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
 路線バスや乗合タクシーの減便や廃止等に伴う代替交通として、市有償バスを運行している。
 平成18年7月 気高町、鹿野町（気高循環バス）
 平成23年4月 青谷町（絹見バス）
 令和6年4月 青谷地域（青谷バス）
 市有償バスの運行により地域の実情にあった生活交通を確保し、地域の持続的発展に寄与する。

補助の要件
 市有償バスの運行
 【運行地域】 【路線バス名】 【運行事業者】
 気高町、鹿野 気高循環バス (株)翼運輸
 青谷地域 青谷バス (株)翼運輸、(有)ニュー青谷タクシー

補助の内容

<対象経費>
 市と締結した、運行に関する契約書に定めた運行経費とする。

<補助率・上限額>
 補助対象経費の10/10以内とする。

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

委託契約

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

・令和5年4月1日 気高循環バス・絹見バスの運行契約の締結
 （令和6年1月～2月 3月末をもって廃止となる路線バスの代替交通として、青谷バスの試験運行を実施）
 ・令和6年3月31日 事業の完了→市に実績報告→検査→額の確定→支出

補助事業の活用実績

令和6年3月末をもって廃止となる路線バスの代替交通として、市有償バスの運行を開始するための試験運行及び車両購入や広報等の本格運行準備を実施。
 運行地域にて市有償バスの運行を実施。
 ・運行地域
 気高町・鹿野町（気高循環バス）、青谷町・気高町（絹見バス）
 ・事業費及び利用者数
 令和3年度 39,959千円 20,896人、令和4年度 28,005千円 14,909人、令和5年度 33,662千円 12,580人（翌年度繰越額 24,193千円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：鳥取市都市整備部交通政策課
 電話：0857-30-8326

【個票⑤】

自治体名	事業名称
鳥取市	⑤：地域主体型生活交通確保支援事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
●												

補助の目的
 運転者不足が深刻化し、路線バスや乗合タクシー、市有償バスの廃止や減便が続いている。また、公共交通空白地域での自家用車を運転できない高齢者や学生の移動手段の確保が課題となっている。このような中、NPO法人等が運行主体となる自家用有償旅客運送（共助交通）を全市的に推進している。
 ・NPO法人OMUなど7団体

補助の要件
 ○NPO法人やまちづくり協議会などが取り組む共助交通に関する事業費を支援する。
 補助率：10/10
 補助対象経費
 運行経費（人件費、燃料代、保険料等）
 ○共助交通の運行管理業務をサポートする。
 専門事業者へ運転手の体調確認、運行記録の作成等、運行管理業務を委託。

補助の内容
 <対象経費>
 交通空白地有償運送（交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む。）の補助対象路線ごと(路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体)に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。なお、営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。
 <補助率・上限額>
 補助対象経費の10/10以内とする。
 <要綱等詳細情報URL>
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1464844125506/simple/youkou.pdf>

エントリー方法
 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月に交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 ・令和6年10月以降（随時）当該年度4月 市に交付申請→4月 交付決定→4月～3月 運行の実施 → 3月 事業の完了→3月 市に実績報告・検査・額の確定→確定額をもって精算

補助事業の活用実績
 共助交通の運行事業費に対する支援の実施
 ・運行補助 7団体（補助率10/10・車両購入経費は上限4,500千円）
 共助交通の推進体制の整備
 ・鳥取市共助交通推進連絡会議の開催
 令和3年度 23,782千円、令和4年度 27,576千円、令和5年度 37,446千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：鳥取市都市整備部交通政策課
 電話：0857-30-8326

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
倉吉市	44,212人	272.1km ²	162.5人/km ²	15,479人	5,253人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉駅から周辺町へ放射線状に延伸する非効率な路線バスネットワーク（中心市街地の過密ダイヤ、複雑で分かりにくい路線網など） 上記に加え、人口減少等に伴う行政負担の増大（赤字補填） ドライバーや整備士の高齢化や不足 中山間地域の持続可能な移動手段の確保（交通空白の解消など）

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：バス運行対策費補助金	②：交通空白地有償運送支援補助金（運行支援・車両購入）	③：共助交通運行支援補助金	④：住民参加型バス停上屋整備事業費補助金	
予算額【千円】	162,655千円	3,519千円	500千円	400千円	
財源内訳【千円】	【県】広域バス路線維持費補助金 10,235千円（運行損失×1/2） 【県】市町村内バス等支援補助金 22,724千円（運行損失×6/10又は7/10×1/2） 【県】公共交通空白地有償運送導入・運行支援事業費補助金 1,284千円（運行損失等×1/2） 【その他】関金バスセンター使用料 60千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
倉吉市	①：バス運行対策費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

補助の目的
・生活に必要なバス路線の運行の維持等を図るための助成を行うことにより、もって地域住民の福祉を確保する。

補助の要件
<p>①路線維持補助事業（補てん分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金交付要綱別表 1 の補助事業の基準の欄に定める基準に適合する系統のうち、国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統であって、県補助金交付要綱第5条の交付申請を行う系統の運行 <p>②広域バス路線維持補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市を含む複数の市町村（平成18年9月30日現在における市町村の状態をいう。）をまたがり運行する赤字系統で、国の補助の対象とならない系統 ・広域バス補助金交付要綱別表 1 注） 1（2）に定める地域協議会において運行継続が必要と認められた系統

補助の内容
<p><対象経費></p> <p>上記①：系統ごとに算出した国庫補助金の対象経費の限度を超えた額と県補助金の額との差額に本市の系統占有率を乗じて得た額の合計額 上記②：補助対象経常費用から当該補助対象系統ごとの経常収益を差し引いた運行赤字額に当該補助対象系統ごとの本市の系統占有率を乗じて得た額の合計額 上記③：補助対象経常費用から当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額又は運行費用から運行収入を除いた額</p> <p><補助率・上限額></p> <p>予算の範囲内</p> <p><要綱等詳細情報URL></p>

エントリー方法
市長が別に定める日（会計年度の12月10日）まで

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年10月～令和6年9月 運行 令和6年12月 交付申請・実績報告・交付決定・額の確定 令和7年1月 補助金の支払い

補助事業の活用実績
令和5年度 38系統 157,248千円 令和4年度 38系統 153,208千円 令和3年度 38系統 165,414千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務部企画課 電話：0858-22-8161
------	------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
倉吉市	②：交通空白地有償運送支援補助金（運行支援・車両購入）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
NPO等が行う交通空白地有償運送の維持又は円滑な導入を図る。

補助の要件
道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、交通空白地有償運送の運行又は車両等整備

補助の内容
<対象経費>
①運行事業 ・交通空白地有償運送の補助対象路線ごと（補助対象路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。
②車両等設備整備事業 ・主に交通空白地有償運送に用いる車両等設備（車両、運行管理用の通信機器等）の購入費
<補助率・上限額>
100%・予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
・補助事業に着手する日の30日前まで（前年度に引き続き、補助金を受けて交通空白地有償運送を行う場合は、着手後20日以内）

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
上記① ・令和5年4月20日 補助申請 ・令和5年5月20日 交付決定 ・令和6年4月20日 実績報告 ・令和6年5月10日 額の確定 ・令和6年5月20日 支払い

補助事業の活用実績
令和5年度 545千円 令和4年度 531千円 令和3年度 492千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務部企画課 電話：0858-22-8161
------	------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
倉吉市	③：共助交通運行支援補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												地縁団体

補助の目的
補助対象区域における住民主体の共助による移動手段の確保を支援する。

補助の要件
共助交通の運行

補助の内容
<対象経費> ・共助交通の運行に係る車両のリース料、保険料等に要する経費の合計額
<補助率・上限額> 50%・250千円
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
・補助事業に着手する日まで（前年度に引き続いて補助事業を行う場合は、当該年度の補助事業の着手後20日を経過する日まで）

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月20日 補助申請 ・令和5年5月10日 交付決定 ・令和5年5月31日 概算払 ・令和5年12月28日 遂行状況報告 ・令和6年4月20日 実績報告 ・令和6年5月10日 額の確定・精算

補助事業の活用実績
令和5年度 408千円 令和4年度 427千円 令和3年度 392千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務部企画課 電話：0858-22-8161
------	------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
倉吉市	④：住民参加型バス停上屋整備事業費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												企業、地縁団体

補助の目的
地域の実情にあったバス停留所上屋を整備し、又は適正に維持管理する地域団体又は地域企業を支援することにより、バスの待合環境の整備を推進し、公共交通の利便性向上と利用促進に資する。

補助の要件
計画から管理までの過程に参画し、バス停上屋を新設又は修繕する事業

補助の内容
<対象経費> 補助事業の実施に要する経費
<補助率・上限額> 3分の2・800千円（修繕500千円）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
市長が別に定める日

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年4月25日 交付申請 令和6年4月30日 交付決定 令和6年7月5日 実績報告 令和6年7月8日 額の確定 令和6年7月31日 支払い

補助事業の活用実績
令和6年度 491千円 令和5年度 0千円 令和4年度 0千円 令和3年度 242千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務部企画課 電話：0858-22-8161
------	------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
若桜町	2,766人	199.2km ²	13.9人/km ²	1,403人	164人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
 地域の過疎・高齢化により人口減少が進み、利用者が減少するなか、路線を維持するための補助金が増加傾向にある。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地方バス路線維持対策補助事業				
予算額【千円】	373万4千円				
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
若桜町	①：地方バス路線維持対策補助事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

補助の目的
 過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状から、生活交通路線の確保方策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的又は幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保することを目的として交付する。

補助の要件
 補助対象事業者…道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営むものであって、協議会又は都道府県等が協議会での議論を経て、国庫補助金交付要綱に基づき定めた、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者
 補助対象路線…生活交通路線であって、国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統のうち、県が補助対象経費の2分の1に相当する額を補助し、かつ、事業者が交付申請を行う路線

補助の内容

<対象経費>
 国庫補助金交付要綱第6条の規定により補助対象経費から除かれた額

<補助率・上限額>
 (補助対象経費 - 県が負担する額) × 町内における系統キロ数 / 補助対象路線の起点から終点までの系統キロ数により算定した額を予算の範囲内で交付

<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.wakasa.tottori.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/m013RG00000776.html

エントリー方法
 助金の交付を受けようとする会計年度の2月20日までに交付申請書を提出する

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 <令和6年度の補助対象期間＝令和5年10月～令和6年9月>
 5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施
 6年12月 運行実績に基づき交付申請書を提出
 7年1月頃 交付決定及び額の確定
 7年2月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
 【令和5年度】日本交通株式会社 八頭若桜線 2,895千円
 【令和4年度】日本交通株式会社 八頭若桜線 1,864千円
 【令和3年度】日本交通株式会社 八頭若桜線 1,675千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
 特になし

備考

問合せ先 部署：企画政策課
 電話：0858-82-2231

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
智頭町	6,257人	224.7km ²	27.8人/km ²	2,809人	531人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：交通対策（共助交通運行委託）	②：交通対策（地方バス路線維持対策費補助金）	③：交通対策（交通空白地有償運送補助金）	④：交通対策（スクールバス運行管理業務委託）	⑤：交通対策（児童生徒通学費補助金）
予算額【千円】	29,000千円	6,018千円	150千円	46,204千円	1,394千円
財源内訳【千円】	14,500千円（県補助） 残額一般財源	6,018千円（一般財源）	150千円（一般財源）	46,204千円（一般財源）	1,394千円（一般財源）
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
智頭町	6,257人	224.7km ²	27.8人/km ²	2,809人	531人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：交通対策（フリースクール等 利用料助成事業補助金）	⑦：交通対策（高校生通学費 補助金）	⑧：交通対策（智頭農林高等 学校生徒通学費補助金）	⑨：交通対策（福祉有償運送 サービス事業補助金）	
予算額【千円】	699千円	8,566千円	177千円	900千円	
財源内訳【千円】	349千円（県補助） 残額一般財源	4,283千円（県補助） 残額一般財源	88千円（県補助） 残額一般財源	900千円（一般財源）	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
智頭町	①：交通対策（共助交通運行委託）

補助対象者											
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	
●										●	

補助の目的
 少子高齢化などの社会環境の変化により、交通手段に係る地域のニーズや課題が多様化している状況を踏まえ、持続可能な公共交通体系の構築を目的としたオンデマンド交通の運行業務を行う。また、地域住民同士の支えあいの精神により、地域交通の確保と町民の福祉の向上を図るため、道路運送法第78条第2項の規定による、智頭町共助交通を運行する。

補助の要件
 智頭町共助交通のりん管理及び運行業務委託仕様書に基づく

補助の内容

<対象経費>
 ○共助交通運行に資する経費
 人件費（報酬）、保険料、コールセンター運営経費（光熱水費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費等）

<補助率・上限額>
 補助率・上限額なし（仕様書及び積算に基づき金額確定）

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 <令和6年度の委託期間＝令和6年4月～令和7年3月>
 6年4月～7年3月 町内全域のデマンド運行を実施
 6年4月 契約締結
 7年3月末 委託料精算

補助事業の活用実績

<委託実績>
 【令和5年度】委託先：智頭町共助交通運営協議会
 運行区域：智頭町全域
 委託料：20,357千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
 令和2～4年度までの3カ年の実証実験結果を踏まえ、必要経費を算出。町財政圧縮に向け、乗車券販売等積極的に活動し、利用促進に努めた。

備考

問合せ先 部署：企画課
 電話：（0858）75-4112

【個票②】

自治体名	事業名称
智頭町	②：交通対策（地方バス路線維持対策費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 路線バス事業の継続運行に必要な経費を支援することで、町民生活の安全・安心及び利用者の利便性を確保しつつ、生活に必要不可欠な生活インフラである路線バスの維持・存続を図る。

補助の要件
 ・単位地区において、知事から経営改善計画の承認を受けた丙種事業者であって、補助対象期間内においてその経営する全事業及び路線バス事業とともに経営利益を生じていない者
 ・補助金の交付を受けようとする会計年度の1月31日までに智頭町長に補助金交付申請書を提出すること

補助の内容

<対象経費>
 補助対象期間の補助対象路線の対象運送費又は対象運送費と標準運送費との合計額の2分の1に相当する額のいずれか少ない方の額(以下「補助対象運送費」という。)と、運送収入との差額とする。

<補助率・上限額>
 補助対象経費の額が補助対象運送費(前条ただし書の場合は市街地乗入れ部分及び競合部分以外の部分に係る運送費)の2分の1に相当する額を超過した場合に限りその超過した額を当該町の補助対象経費とし、かつ、補助対象運送費(前条ただし書の場合は市街地乗入れ部分及び競合部分以外の部分に係る運送費)の8分の1に相当する額を限度とする。ただし、当該運行系統が2市町村以上にわたる場合の当町の限度額は、関係市町村の走行キロの割合で配分した額とする。

<要綱等詳細情報URL>
https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000095.html

エントリー方法
 様式第1号による地方バス路線維持特別対策生活路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類※を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の1月31日までに智頭町長に提出するものとする。

(1) 知事に提出する路線バス事業合理化計画書の写し
 (2) 知事に提出する補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第4項の営業報告書の写し

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 11月～12月：地方ブロック単価確定
 12月～1月：補助金申請
 3月：交付決定（補助金振込）

補助事業の活用実績
 令和3年度：5,761千円
 令和4年度：5,600千円
 令和5年度：6,017千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：企画課
 電話：(0858) 75-4112

【個票③】

自治体名	事業名称
智頭町	③：交通対策（交通空白地有償運送補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		公益財団法人智頭町 シルバー人材センター

補助の目的
 過疎化等による輸送人員の減少により地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通の確保方策の一環として特定非営利活動法人等が公共交通空白地において行う有償運送の円滑な導入を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の移動手段を確保することを目的とする。

補助の要件
 ・交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人等
 ・公共交通空白地有償運送サービス事業利用者登録台帳を備えていること

補助の内容
 <対象経費>
 公共交通空白地有償運送サービス利用者が負担する年会費の半額に相当する額を支援

<補助率・上限額>
 補助率：1/2（年会費：6,000円/人の1/2）
 上記補助目的の達成に資するため、シルバー人材センターに対し、利用者が負担する年会費の半額に相当する額
 上限額：3,000円（年会費半額相当分）

<要綱等詳細情報URL>
https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000582.html

エントリー方法
 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類※を添付し、町長に提出しなければならない。
 ※添付書類
 様式第1号（事業計画書）
 様式第2号（収支予算書）
 公共交通空白地有償運送サービス事業利用者登録台帳の写し

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 4月：補助金申請
 4月：交付決定
 3月：実績報告（精算）

補助事業の活用実績
 令和3年度：219千円
 令和4年度：207千円
 令和5年度：0千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：企画課
 電話：（0858）75-4112

【個票④】

自治体名	事業名称
智頭町	④：交通対策（スクールバス運行管理業務委託）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家所有有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
<p>智頭町内の保育園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の遠距離通学、通園等に供するためのバスの管理及び運行業務を主な目的とする。</p> <p>・利用の範囲</p> <p>(1) 児童、生徒、園児の通学、通園、児童クラブへの通所</p> <p>(2) 小学校、中学校又は保育園が実施する活動</p> <p>(3) その他、特に必要と認められるもの</p>

補助の要件
<p>智頭町スクールバス運行業務受託候補者選定委員会が行う選考審査を経て、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力等が十分になると認められた者。</p> <p><審査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行業務にかかる見積金額 ・業務の遂行の能力 ・安全性、経済性及び効率性

対象経費
<p>智頭町教育委員会が定めるスクールバスダイヤに基づくスクールバスの運行（臨時便運行含む）※町内4路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の保管及び整備、点検並びに修繕に関する業務（日常点検、清掃、整備及び修理、法定点検整備、タイヤ等の交換、燃料、消耗品、備品の購入及び管理） ・その他運行に付随する事項（運行計画策定の協力、道路運送法に基づく有償運送の許可申請手続きの協力等）

補助率・上限額
<p>智頭町スクールバス運行業務受託候補者選定委員会が実施する選考審査にて決定した金額</p>

要綱等詳細情報URL
<p>○智頭町スクールバスの管理及び運行に関する条例 https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000995.html</p> <p>○智頭町スクールバス運行業務受託候補者選定要綱 https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00001006.html</p>

エントリー方法
<p>智頭町教育委員会が実施する智頭町スクールバス運行業務受託候補者選定（プロポーザル）により、エントリー</p>

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<p>令和4年プロポーザル実施</p>

補助事業の活用実績
<p>令和5年度：48,524千円（※令和5年度よりスクールバス化）</p>

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
<p>企画課所管：共助交通運行事業との事業整理、通学児童生徒・保育園児保護者を対象にした説明会の実施等</p>

備考

<p>問合せ先</p>	<p>部署：教育課 電話：（0858）75-3112</p>
-------------	------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
智頭町	⑤：交通対策（児童生徒通学費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												児童生徒通学費補助対象区域内に居住する児童生徒の保護者

補助の目的
智頭小学校(以下「小学校」という。)又は智頭中学校(以下「中学校」という。)に、自転車又はバス又は智頭町AI乗合タクシーで通学する児童生徒に対し、通学に要する経費の一部、又は全額を補助することにより保護者負担を軽減し、一層の学校教育及び家庭教育の充実に資することを目的とする。

補助の要件
補助金交付申請の時期は、バス又は智頭町AI乗合タクシーを利用する通学者にあつては教育委員会が別に定める日まで。

補助の内容
<p><対象経費></p> <p>○バス定期券 ○智頭町AI乗合タクシー定期券</p>
<p><補助率・上限額></p> <p>補助率：10/10、上限額：なし（バス定期券、智頭町AI乗合タクシー定期券ともに）</p>
<p><要綱等詳細情報URL></p> <p>https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00001002.html</p>

エントリー方法
教育委員会が別に定める智頭町児童生徒通学費補助金交付申請書(自転車通学の場合は兼請求書)を学校長が確認した上で町長に提出しなければならない。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
R3児童生徒通学費補助金実績：810,820円 R4児童生徒通学費補助金実績：970,290円 R5児童生徒通学費補助金実績：705,130円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育課 電話：（0858）75-3112
------	----------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
智頭町	⑥：交通対策（フリースクール等利用料助成事業補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												フリースクール又は教育 支援センターに通所す る児童生徒の保護者 等

補助の目的
 町内に居住する義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている、学校以外の施設(以下「フリースクール」という。)又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者(以下「保護者等」という。)の負担軽減を図ることを目的とする。

補助の要件
 智頭町フリースクール等利用料助成事業補助金申請書兼請求書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して行う。
 (1) 対象経費の支払い状況が確認できる書類
 ※以下に該当する者は交付対象外
 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者
 (2) 智頭町就学援助費事務取扱要領(平成28年智頭町教育委員会訓令第1号)に規定する通学費の支給を受けている者
 (3) 町税等に滞納がある者

補助の内容

<対象経費>
 義務教育段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費
 (1) 通所費
 (2) 通所にかかる交通費
 (3) 実習費等

<補助率・上限額>
 補助率：10/10
 上限額：
 【通所費(毎月支払う定額分)】児童生徒1人あたり 月額 13,200円
 【交通費・実習費等】小学生1人あたり 月額 3,000円、中学生1人あたり 月額 6,000円

<要綱等詳細情報URL>
https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00001003.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
 令和5年度智頭町フリースクール等利用料助成事業補助金実績
 242,213円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育課
 電話：(0858) 75-3112

【個票⑦】

自治体名	事業名称
智頭町	⑦：交通対策（高校生通学費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												智頭町内に住所を有し、現に町内に居住する者で、高等学校等に通学する者の養育者

補助の目的
高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、定期券購入費の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び定住促進、並びに公共交通機関の維持に資することを目的とする

補助の要件
次に掲げる各号の規定のすべてを満たす者とする。 (1) 智頭町内に住所を有し、補助対象期間内に県内の高等学校等に在籍している生徒がいること。 (2) 高等学校等への通学にあたり、公共交通機関が発行する通学定期券を使用していること。 (3) 本補助金の対象とする期間は、前条第1項に定める高等学校等へ入学後3年間を上限とする。 ※以下に該当する者については交付対象外 (1) 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者 (2) 特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者 (3) 町税等に滞納がある者 ただし、補助対象期間は、1学年につき12箇月とする。ただし、休学又は停学の期間、修業年限の最終学年にあつては3月など、通学実態がない期間は補助対象の期間に含めないものとする。

補助の内容
<対象経費> 1箇月あたりの通学費(1箇月を越える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から3千円を控除して得た額とする。 ただし、鉄道利用にあつては運賃のみとし、特急料金は対象外とする。
<補助率・上限額> 補助率：定額 ※1箇月あたりの通学費(1箇月を越える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から3千円を控除して得た額とする。 ただし、鉄道利用にあつては運賃のみとし、特急料金は対象外とする。 上限額：なし
<要綱等詳細情報URL> https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000401.html

エントリー方法
智頭町高校生等通学費補助資格(変更)届出書(様式第1号)に在学証明書又は生徒手帳の写しを添付し、町長に届け出なければならない。 7月、10月、1月及び3月(最終学年にあつては2月)に、智頭町高校生等通学費補助金交付申請書(兼)請求書(様式第4号)に、通学定期券の写しを添付し、町長へ提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
7月：交付申請、交付決定 10月：交付申請、交付決定 1月：交付申請、交付決定 3月：交付申請、交付決定

補助事業の活用実績
【高校生等通学費補助金】 R3年度実績：支出額1,099,537円（補助額549,000円）、対象人数59人、延べ人数171人 R4年度実績：支出額1,450,148円（補助額725,000円）、対象人数72人、延べ人数179人 R5年度実績：支出額5,518,895円（補助額2,758,000円）、対象人数94人、延べ人数277人

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育課 電話：(0858) 75-3112
------	-----------------------------

【個票⑧】

自治体名	事業名称
智頭町	⑧：交通対策（智頭農林高等学校生徒通学費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												県外に住所を有し、智頭農林高校に通学する者の養育者

補助の目的
 県外から智頭農林高校に通学する生徒又はその保護者に対し、通学に要する費用の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び定住促進、並びに智頭農林高校の魅力向上に資することを目的とする。

補助の要件
 智頭農林高校に在籍している生徒のうち、公共交通機関が発行する通学定期券を使用している者
 ※以下に該当する者については交付対象外
 (1) 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の受給者
 (2) 特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者
 補助対象期間は、1学年につき12箇月とする。ただし、休学又は停学の期間、修業年限の最終学年にあつては3月など、通学実態がない期間は補助対象の期間に含めないものとする。

補助の内容

<対象経費>
 1箇月あたりの通学費(1箇月を越える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から3千円を控除して得た額とする。
 ただし、鉄道利用にあつては運賃のみとし、特急料金は対象外とする。

<補助率・上限額>
 補助率：定額
 1箇月あたりの通学費(1箇月を越える定期券にあつては、購入金額を月数で除した額)から3千円を控除して得た額とする。
 ただし、鉄道利用にあつては運賃のみとし、特急料金は対象外とする。
 上限額：なし

<要綱等詳細情報URL>
https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000978.html

エントリー方法
 7月、10月、1月及び3月(最終学年にあつては2月)に、通学費補助金交付申請書(兼)請求書(様式第2号)に、通学定期券の写しを添付し、学校長を経由して町長へ提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 7月：交付申請、交付決定
 10月：交付申請、交付決定
 1月：交付申請、交付決定
 3月：交付申請、交付決定

補助事業の活用実績
 R5年度実績：支出額37,290円（補助額18,000円）
 対象人数1人、延べ人数4人
 (※R3、4なし)

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育課
 電話：(0858) 75-3112

【個票⑨】

自治体名	事業名称
智頭町	⑨：交通対策（福祉有償運送サービス事業補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
											●	公益財団法人智頭町 シルバー人材センター

補助の目的
 公益社団法人智頭町シルバー人材センターが運営する福祉有償運送サービス事業の利用者が負担する年会費に相当する額を補助することにより、要介護認定者及び障がい者等の在宅生活の自立支援を図り、もって地域福祉の増進、地域の交通手段の確保に資することを目的とする。

補助の要件
 福祉有償運送サービス事業を行う者（公益社団法人智頭町シルバー人材センター）

補助の内容

<対象経費>
 上記補助目的の達成に資するため、シルバー人材センターに対し、利用者が負担する年会費に相当する額

<補助率・上限額>
 補助率：10/10（年会費：6,000円/人）
 上記補助目的の達成に資するため、シルバー人材センターに対し、利用者が負担する年会費に相当する額
 上限額：6,000円（年会費相当分）

<要綱等詳細情報URL>
https://www.chizutown.jp/contents/reiki_202409/reiki_honbun/m016RG00000476.html

エントリー方法
 補助金等交付申請書に、次の書類を添付しなければならない。
 ▶添付書類
 事業計画書
 収支予算書
 福祉有償運送サービス事業利用者登録台帳の写し

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 4月：補助金申請
 4月：交付決定
 3月：実績報告（精算）

補助事業の活用実績

令和5年度：756,000円（対象：126人）
 令和4年度：528,000円（対象：88人）
 令和3年度：480,000円（対象：80人）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：福祉課
 電話：（0858）75-4102

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
八頭町	15,748人	206.7km ²	76.2人/km ²	5,957人	1,681人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
<p>本町の公共交通網は、鉄道やバス、タクシー等で構成されており、通院・買い物、通勤通学といった地域住民の生活や観光客の周遊行動を支えている。しかし、人口減少や自家用車への依存による利用者の減少や、運転手の高齢化や人材不足が年々深刻化し、持続可能な公共交通機関の維持・確保が大きな課題といえる。</p>

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	広域バス路線維持費補助金交付要綱				
予算額【千円】	12847				
財源内訳【千円】	12847				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
八頭町	広域バス路線維持費補助金交付要綱

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 地域間幹線系統として地域に必要なバス系統のうち広域的・幹線的な系統の運行の維持を図るために、乗合バス事業者に対して運行経費の補助を行う。

補助の要件
 生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的又は幹線的なバス路線の運行維持を図ることを目的として交付する。

補助の内容
 <対象経費>
 ・「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて積算した額から、当該系統の収入を差し引いた運行赤字額(「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として積算する。)。ただし、乗合タクシー、スクールバス等については、知事が別に定める補助費用単価と事業者の実績費用単価のいずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて積算した額から当該運行系統の収入を差し引いた運行赤字額(「別に定める補助費用単価」より「事業者の実績費用単価」が少ない場合は、その差額の1割を「事業者の実績費用単価」に加えた額を「事業者の実績費用単価」として積算する。))とする。

<補助率・上限額>
 補助対象経費の額は、運行系統ごとの運行費用の1/2の額を限度とする。
 補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間に、補助対象運行系統(ただし、市町村以外が補助事業者である場合は、市町村が補助対象経費の1/2に相当する額以上を当該補助事業者に補助する運行系統に限る。)で運行するために要する経費のうち上記により計算して得られた額とする。

<要綱等詳細情報URL>
https://public.joureikun.ip/yazu_town/reiki/act/frame/frame110000082.htm

エントリー方法
 補助金の交付を受けようとする会計年度の 2 月20 日までに交付申請書を提出する。

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：企画課
 電話：0858760212

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三朝町	5,936人	233.5km ²	25.4人/km ²	2,460人	572人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
<p>町内に鉄道路線がなく、路線バスを主体とした交通網となっている。また、町内にはタクシーの営業所もなく、隣接する倉吉市の営業所から車両が来る形態となっている。</p> <p>バス事業者への補助金の増加が課題となっており、その抑制のために令和3年10月にバス路線の再編を行い、倉吉～三朝温泉を幹線、そこから各地域に向かう路線を支線とした運行形態とし、支線の一部にデマンド運行主体の町営バスを導入した。</p> <p>町民は自家用車の利用率が高く、公共交通を利用する町民の大半が通学利用の小中高生や、通院・買い物をする高齢者という状況である。</p> <p>町外からの来訪者では、三朝温泉・三徳山といった観光地に向かう路線バスに一定の需要がある。</p>

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：バス運行対策費補助金	②：町有償運送運行事業	③：三朝町地域公共交通協議会開催費	④：中部地域公共交通協議会負担金	⑤：高齢者交通費助成事業
予算額【千円】	40,247千円	23,050千円	134千円	16千円	6,516千円
財源内訳【千円】	県補助（補助対象経費の1/2）	国庫補助（補助対象経費の1/2）			過疎債
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）

自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三朝町	5,936人	233.5km ²	25.4人/km ²	2,460人	572人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

町内に鉄道路線がなく、路線バスを主体とした交通網となっている。また、町内にはタクシーの営業所もなく、隣接する倉吉市の営業所から車両が来る形態となっている。
 バス事業者への補助金の増加が課題となっており、その抑制のために令和3年10月にバス路線の再編を行い、倉吉～三朝温泉を幹線、そこから各地域に向かう路線を支線とした運行形態とし、支線の一部にデマンド運行主体の町営バスを導入した。
 町民は自家用車の利用率が高く、公共交通を利用する町民の大半が通学利用の小中高生や、通院・買い物をする高齢者という状況である。
 町外からの来訪者では、三朝温泉・三徳山といった観光地に向かう路線バスに一定の需要がある。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）

事業名称	⑥：重度障害者タクシー助成金	⑦：高校生等遠距離通学費補助金	⑧：遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金		
予算額【千円】	408千円	4,085千円	8,300千円		
財源内訳【千円】		県算定基準、過疎債	国1/2 (4km以上)		
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

--

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	①：バス運行対策費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
町内唯一の公共交通機関であり、日々の生活や通学に欠かせないバス路線を維持し、町民福祉の向上や観光客の利便性向上を図る。
路線バスを継続して運行する事業者への経費支援

補助の要件
(A)路線維持費(補てん分)補助金
生活交通路線であって、国庫補助金の交付を受ける系統のうち、同補助金の額と県補助金の和が補助対象経常費用の20分の9に満たないものであって、県補助金の交付申請を行うもの
(B)広域バス路線維持費補助金
運行事業を行う次の要件を全て満たす系統を運行する事業者
(1) 三朝町を含む複数市町村をまたがり運行する赤字系統で国の補助対象外の系統
(2) 生活交通確保に係る地域協議会において運行継続が必要と認められた系統
(C)生活交通体系構築支援補助金
運行事業を行う補助対象期間内に、三朝町を起終点とし、かつ他の市町村をまたがらない系統を運行する事業者

補助の内容
<対象経費>
(A)路線維持費(補てん分)補助金
国庫補助金交付要綱第12条の規定により補助対象経費から除かれた額
(B)広域バス路線維持費補助金、(C)生活交通体系構築支援補助金
補助対象経常費用から、当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額
<補助率・上限額>
(A)路線維持費(補てん分)補助金
上限：補助対象経費から県補助金を控除して得た額に本町の系統占有率を乗じて得た額
(B)広域バス路線維持費補助金
10/10 上限：補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額に本町の系統占有率を乗じて得た額
(C)生活交通体系構築支援補助金
上限：各系統の補助対象経費の額の10/10
<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.misasa.tottori.jp/~misasa01/NewReiki/reiki_honbun/m023RG00000572.html

エントリー方法
(A)路線維持費(補てん分)補助金
補助金の交付を受けようとする会計年度で町が定めた日までに交付申請書を提出する。
(B)広域バス路線維持費補助金、(C)生活交通体系構築支援補助金
補助金の交付を受けようとする会計年度の12月10日までに交付申請書を提出する。

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)
<令和6年度の補助対象期間 = 令和5年10月～令和6年9月>
5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施
6年12月 運行実績に基づき交付申請書・実績報告書を提出
6年12月～7年3月 交付決定及び額の確定、入金(予定)

補助事業の活用実績
【令和5年度】1事業者11系統、40,010千円
【令和4年度】1事業者11系統、39,235千円
【令和3年度】1事業者18系統、57,662千円

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：三朝町企画健康課
電話：0858-43-3506

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	②：町有償運送運行事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
										●		

補助の目的
・町営バスの安定的運行による町民の日常生活に必要な交通手段の維持確保と利便性の向上

補助の要件
町営バス運行事業者への運行業務委託

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/1387/1715/29179.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年度 6年4月 委託契約締結 6年4月～7年3月 運行実施、委託費支払（毎月）

補助事業の活用実績
【令和5年度】委託費23,080千円 【令和4年度】委託費23,610千円 【令和3年度】委託費10,987千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：三朝町企画健康課 電話：0858-43-3506
------	--------------------------------

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	③：三朝町地域公共交通協議会開催費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
●												

補助の目的

- ・地域公共交通のあり方について検討
- ・新しい公共交通体系の構築に向けた展開

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>
<https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/1387/1715/1614/>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

令和6年度
 6年5月 第1回開催
 7年1月 第2回開催（予定）

補助事業の活用実績

開催回数
 【令和5年度】3回（うち書面1回）
 【令和4年度】2回（うち書面1回）
 【令和3年度】5回（うち書面3回）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：三朝町企画健康課
 電話：0858-43-3506

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	④：中部地域公共交通協議会負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
●												

補助の目的
 地域公共交通対策を鳥取県中部圏域全体の課題として、検討、協議を進める。

補助の要件

補助の内容
 <対象経費>
 協議会運営経費を構成市町で按分して負担。

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>
<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/5809.htm>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 令和6年度
 6年4月 負担金支払
 6年5月 第1回開催
 6年6月 第2回（書面）開催
 6年12月 第3回（書面）、第4回開催（予定）

補助事業の活用実績
 開催回数
 【令和5年度】2回（うち書面1回）
 【令和4年度】2回（うち書面1回）
 【令和3年度】2回（うち書面1回）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：三朝町企画健康課
 電話：0858-43-3506

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	⑤：高齢者交通費助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												町民

補助の目的

補助の要件
 (A)タクシー助成
 次のいずれかに該当し、タクシー以外の公共交通機関を利用することが困難な理由のある方で運転免許証を有しない者もしくは運転できない理由がある方
 ○要介護又は要支援認定を受けている方
 ○75歳以上の方で、同居している家族に75歳未満の者がいない方
 (B)バス定期券購入費助成
 ○三朝町内に住所を有する満70歳以上の方

補助の内容
 <対象経費>

(A)タクシー助成
 ○1人につき1ヶ月当たり助成券4枚を発行
 (B)バス定期券購入費助成
 高齢者向けバス定期券「架け橋」の定期券規定金額20,900円

<補助率・上限額>
 (A)タクシー助成 (自己負担額)
 ・メーター額が2,000円までの時は1/2の額
 ・メーター額が2,000円～6,000円の時は1,000円
 ・メーター額が6,000円を超えた時は、メーター額から5,000円を引いた額
 ※助成額の上限は、1枚当たり5,000円
 (B)バス定期券購入費助成
 10,000円 (定額)

<要綱等詳細情報URL>
 (A)タクシー助成
<https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/1144/1570/24583.html>
 (B)バス定期券購入費助成
<https://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/1144/1570/24584.html>

エントリー方法
 (A)タクシー助成
 役場福祉課に申請
 (B)バス定期券購入費助成
 購入窓口で申請書提出

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)

補助事業の活用実績
 (A)タクシー助成
 R元年度151件
 R2年度134件
 R3年度143件
 R4年度139件
 R5年度153件
 (B)バス定期券購入費助成
 R元年度11件
 R2年度11件
 R3年度15件
 R4年度65件
 R5年度61件

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：三朝町福祉課
 電話：0858-43-3520

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	⑥：重度障害者タクシー助成金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												町民

補助の目的
 重度障がい者が利用するタクシー料金の一部を助成し、日常生活の利便性と社会参加の拡大を図る。

補助の要件
 ○身体障害者手帳1・2級

補助の内容
 <対象経費>

<補助率・上限額>
 1か月当たり 500円券×4枚を交付

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
 役場福祉課に申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
 R元年度 15件
 R2年度 18件
 R3年度 18件
 R4年度 17件
 R5年度 9件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：三朝町福祉課
 電話：0858-43-3520

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	⑦：高校生等遠距離通学費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												町民

補助の目的
 県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助し、経済的な負担を軽減する。

補助の要件
 町内に在住で、高等学校等に通学する高校生等

補助の内容

<対象経費>

(A)
 居住集落から三朝町役場までの距離に応じた額

(B)
 三朝町役場から高等学校等までのバス・鉄道すべての公共交通に係る通学定期券購入費用

<補助率・上限額>

(A)
 16円/km×往復距離×20日

(B)
 通学定期券購入費用のうち、月額7,000円を超える額

<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.misasa.tottori.jp/~misasa01/NewReiki/reiki_honbun/m023RG00000630.html

エントリー方法
 役場教育総務課へ申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

R元年度 11件
 R2年度 10件
 R3年度 20件
 R4年度 17件
 R5年度 16件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：三朝町教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-43-3510

【個票①】

自治体名	事業名称
三朝町	⑧：遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												町民

補助の目的
 遠距離通学生徒保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。

補助の要件
 町内の小中学校に通う三朝町に住所を有する通学距離が2km以上の児童及び生徒

補助の内容
 <対象経費>
 (A)①小学校児童
 通学定期券を現物給付
 ②中学校生徒
 1か月の定期券価格
 (B)学校までの通学距離に応じた額

<補助率・上限額>
 (A)②中学校生徒
 1か月の定期券価格につき、5,760円を減じた額
 (B)
 通学距離から2キロメートルを減じた距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり16円を乗じて得た額に20を乗じて得た額

<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.misasa.tottori.jp/~misasa01/NewReiki/reiki_honbun/m023RG00000663.html

エントリー方法
 役場教育総務課へ申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
 R元年度248件
 R2年度236件
 R3年度227件
 R4年度220件
 R5年度223件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：三朝町教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-43-3510

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
湯梨浜町	16,334人	77.9km ²	209.6人/km ²	5,367人	2,224人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
バス運転手の高齢化に伴う運転手不足、公共交通機関利用者の減による運営会社の負担増

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	地方路線バス維持事業	高校生等通学費助成補助金	スクールバス委託事業	遠距離児童生徒通学費補助	特定地域選択制事業
予算額【千円】	11,419	6,512	64,649	1,011	5,221
財源内訳【千円】	【一般財源】11,419（特交80%）	【県支出金】3,250 【地方債（過疎債）】1,000 【一般財源】2,262	【寄付金（ふるさと納税）】35,014 【一般財源】29,635	【一般財源】1,011	【地方債（過疎債）】5,200 【一般財源】21
KPIの設定状況※	なし	なし	なし	なし	なし

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
湯梨浜町	16,334人	77.9km ²	209.6人/km ²	5,367人	2,224人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
バス運転手の高齢化に伴う運転手不足、公共交通機関利用者の減による運営会社の負担増

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	湯梨浜町重度障がい者等タクシー料金助成事業				
予算額【千円】	高齢 3,058 障がい 304				
財源内訳【千円】	【一般財源】3,362				
KPIの設定状況※	なし				

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	地方路線バス維持事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 地域に必要なバス系統のうち幹線的な系統の運行の維持を図るために、乗合バス事業者に対して運行経費の補助を行う。

補助の要件
 バス路線維持のための赤字補填

補助の内容

<対象経費>
 補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益の差額

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
 年度内の交付申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 令和5年12月交付申請書受領
 令和5年12月交付決定及び入金

補助事業の活用実績
 令和5年度 12,361,665円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：まちづくり企画課
 電話：0858-35-5305

【個票②】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	高校生等通学費助成補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償

補助の目的
 定期乗車券により公共交通機関を利用して県内の高等学校等に通学する高校生等の定期乗車券の購入に要する経費を補助する。月額実費負担額に対して7,000円を超えた額を助成する。定期乗車券の購入に要する経費を支援し、子育て家庭における経済的負担を軽減することにより子育て支援の充実を図る。

補助の要件
 (1) 湯梨浜町内に住所を有し、生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給されている者でないこと。
 (2) 高校生等が公共交通機関の通学定期券を利用していること。
 (3) 高校生等の高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限を超えていないこと。

補助の内容

<対象経費>
 通学定期券の購入に要した経費

<補助率・上限額>
 1月あたりの通学費(1月を超える通学定期券の購入にあつては、購入金額を月数で除した額。ただし1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)から7,000円を控除して得た額

<要綱等詳細情報URL>
 【HP】 <https://www.yurihama.jp/soshiki/19/12533.html>
 【例規】 https://www.yurihama.jp/reiki/reiki_honbun/r048RG00001179.html

エントリー方法
 年度内の交付申請書の提出

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)
 令和6年6月交付申請書受領
 令和6年7月交付決定
 令和7年3月実績報告書受領、補助金支払

補助事業の活用実績
 R3実績 83人 3,701,300円
 R4実績 101人 4,405,800円
 R5実績 126人 5,650,400円

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-35-5362

【個票③】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	スクールバス委託事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●						

補助の目的
 スクールバスを運行することで、東郷小学校及び湯梨浜中学校から一定程度離れた地域に居住している児童生徒の通学手段の確保を図るもの。

補助の要件
 東郷小学校及び湯梨浜中学校から一定程度離れた地域に居住していること

補助の内容

<対象経費>
 スクールバスの運行に必要な経費（委託費）

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-35-5364

【個票④】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	遠距離児童生徒通学費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償

補助の目的
 泊小学校の原、宇谷地区児童の遠距離通学にかかる通学バス定期券（路線バス乗車定期券）購入及び東郷小学校の羽衣石地区児童の車両費に対して全額補助を行うもの。遠距離通学にかかる保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童の通学の安全確保と円滑な義務教育を行うために実施する。

補助の要件
 (1) 泊小学校の児童で原、宇谷地区に居住する者
 ※定期券は泊小学校が購入し対象児童に配布するため、補助金は泊小学校に交付する。
 (2) 東郷小学校の児童で羽衣石地区に居住する者の保護者

補助の内容

<対象経費>
 (1) 泊小学校の原、宇谷地区児童の遠距離通学にかかる通学バス定期券（路線バス乗車定期券）の購入費
 (2) 東郷小学校の羽衣石地区児童の通学費必要な車両費（ガソリン代）

<補助率・上限額>
 (1) 泊小学校の原、宇谷地区児童の遠距離通学にかかる通学バス定期券（路線バス乗車定期券）の購入費
 定期券購入費用の10/10
 (2) 東郷小学校の羽衣石地区児童の通学費必要な車両費（ガソリン代）
 1台分の運行距離に1キロメートル当たり18円の単価に学業日及び学校行事等の日数を乗じて計算した額

<要綱等詳細情報URL>
 【例規】https://www.yurihama.jp/reiki/reiki_honbun/r048RG00000233.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
 R3実績（泊小）25人（東郷小）0人
 R4実績（泊小）30人（東郷小）1人
 R5実績（泊小）32人（東郷小）2人（1世帯）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-35-5364

【個票⑤】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	特定地域選択制事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償

補助の目的
 湯梨浜町では、泊小学校の豊かな自然環境や小規模であることの特徴を活かし、自然に触れる中で学ぶ楽しさや心身共に健康で豊かな人間性を培いたいと希望する羽合地域の児童・保護者に、入学及び転入学の機会を提供している。通学手段については、町直営でスクールバスを運行している。

補助の要件
 特定地域選択制度に基づき通学している児童

補助の内容

<対象経費>
 町直営でスクールバスを運行している。

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>
 【例規】https://cms2024.yurihama.jp/reiki/reiki_honbun/r048RG00001064.html

エントリー方法
 下記のスケジュールにそって申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 （令和7年度に初めて特定地域選択制制度により通学する場合）
 令和6年11月 泊小学校への学校見学
 令和6年12月 次年度特定地域選択制制度に係る申請
 令和7年1月 特定地域選択制制度に係る対象者認定
 令和7年4月 通学開始

補助事業の活用実績
 R3実績 14人
 R4実績 16人
 R5実績 21人

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育委員会事務局教育総務課
 電話：0858-35-5364

【個票⑥】

自治体名	事業名称
湯梨浜町	湯梨浜町重度障がい者等タクシー料金助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償

補助の目的
重度障がい者、難病患者及び高齢者の日常生活の利便と社会参加の拡大を図り、もって、障がい者等の福祉の増進に資することを目的としている。

補助の要件
湯梨浜町に住所を有し、在宅で生活している人で、 ①申請日において65歳以上の方 ②要介護3以上の認定を受けている方 ③身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④難病患者で特定疾病受給者証を所持している方 ⑤腎臓機能障害があり、透析通院をしている方

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
1枚500円のタクシーチケットを交付する。 ■ 補助の要件①～④に該当する方 1ヶ月あたり2枚として、申請した日の属する月から当該年度末までの月数を乗じた枚数（例：4月申請→24枚交付） ■ 補助の要件⑤に該当する方
<要綱等詳細情報URL>
yurihama.jp/reiki/reiki_honbun/r048RG00001080.html

エントリー方法
■ 必要書類 ・申請書 ・代理人の身分証明書 ・対象となる方の証明書（各種手帳、自立支援医療受給者証（更生医療）、介護保険証、マイナンバーカード等） ・運転免許の取り消し通知書または運転経歴証明書

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
【令和5年度高齢】2,053千円 【令和5年度障がい】130千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
扶助費

問合せ先	部署：湯梨浜町 福祉課 障がい福祉係 電話：0858-35-5374
------	---------------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
琴浦町	16,165人	140.0km ²	115.5人/km ²	6,166人	1,819人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
公共交通利用者の減少及び運行経費の増大

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：広域路線バス運行補助金	②：町営バス運行委託	③交通空白地有償運送支援補助金	④交通空白地タクシー助成事業	
予算額【千円】	9,281千円	91,235千円	2,000千円	600千円	
財源内訳【千円】	町9,281	県28,111 その他5,288 町57,836	県900 町1,100	町600	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
琴浦町	①：広域路線バス運行補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
日ノ丸自動車が行う広域路線(倉吉赤碓線)に係る赤字部分について、琴浦町内を運行する部分を按分し、赤字補てんとして補助金を交付する。

補助の要件
(1)本町を含む複数の市町村(平成18年9月30日現在における市町村の状態をいう。)をまたがり運行する赤字系統で、国の補助の対象とならない系統
(2)県生活バス路線運行費等補助金交付要綱別表1注)1(2)に定める地域協議会において運行継続が必要と認められた系統

補助の内容

<対象経費>
補助対象経常費用から、当該補助対象系統ごとの経常収益を差し引いた運行赤字額(「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり標準経常費用」に加えた額を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として算出した額。以下同じ。)に当該補助対象系統ごとの本町の系統占有率を乗じて得た額の合計額とする。

<補助率・上限額>
対象経費の額

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金額が確定後速やかに申請する。

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)
<令和6年度の補助対象期間=令和5年10月~令和6年9月>
5年10月~6年9月 補助対象系統の運行を実施
6年12月 運行実績に基づき交付申請書を提出
7年3月頃 交付決定及び額の確定
7年4月頃 入金(予定)

補助事業の活用実績
【令和5年度】1事業者 1系統、7,693千円
【令和4年度】1事業者 1系統、7,487千円
【令和3年度】1事業者 1系統、7,267千円

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)
例年予算以上の申請額となるので、補正が必要。

備考

問合せ先 部署：
電話：

【個票②】

自治体名	事業名称
琴浦町	②：町営バス運行委託

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

事業の目的
 町民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって町民の利便性を向上させ、地域の活性化を促進するため、琴浦町営バスを設置する。

事業の要件
 町営バスの運行管理委託を行う。
 ①船上山線・琴浦海岸線 30,860千円
 ②上中村線・東伯線 59,891千円
 ③臨時運行バス 484千円

委託の内容

<対象経費>
 人件費、燃料費、修繕料等

<補助率・上限額>
 必要経費の額

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

事業の実績
 【令和5年度】90,528千円
 【令和4年度】90,528千円
 【令和3年度】89,547千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
 スクールバスとの混乗のため学校・保護者との調整を要した

備考

問合せ先 部署：
 電話：

【個票③】

自治体名	事業名称
琴浦町	③交通空白地有償運送支援補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
										●		

補助の目的
 交通空白地有償運送事業(交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行を含む。)を実施するNPO等に対し補助することにより、地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資することを目的として交付する。

補助の要件
 交通空白地有償運送事業(交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む)

補助の内容
 <対象経費>
 対象路線ごと(路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体)に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。ただし、営業費用の8/10を限度とする。なお、町長が必要と認めるときは、8/10を超える部分についても補助対象経費とすることができる。

<補助率・上限額>
 【補助率】10/10 【上限額】2,000千円

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
 補助事業に着手する日の20日前までに行わなければならない。ただし、前年度に引き続き、本補助金を受けて交通空白地有償運送を行う場合は、着手後30日以内に交付申請することができるものとする。

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)
 令和6年4月上旬 交付申請書提出・交付決定
 5月上旬 補助金概算払
 令和7年3月末 実績報告書提出
 4月 精算処理

補助事業の活用実績
 【令和5年度】 716千円
 【令和4年度】 1,090千円
 【令和3年度】 1,048千円

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：
 電話：

【個票④】

自治体名	事業名称
琴浦町	④交通空白地タクシー助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
 交通の不便な地域に居住する者のタクシー利用に要する費用(以下「利用料」という。)の一部を助成することにより、地域交通利用者の負担軽減と日常生活の利便を確保することを目的とする。

補助の要件
 松ヶ丘、別所、大成、岩本、平和、ガーデンヒルズ、八橋立石、上赤碕、中尾、大杉(今田地区に限る)、福永(赤松地区に限る)、三本杉(下見地区に限る)又は槻下中村に住所を有する独居又は高齢者で、次のいずれかに掲げる事由により、日常生活において自家用車を利用することができない者とする。
 (1) 自動車運転免許証を保有していないとき。
 (2) 自家用車を所有していないとき。
 (3) その他自家用車を日常的に利用することが困難な理由があると町長が認めたとき。

利用要件

補助の内容

<対象経費>

タクシー料金

<補助率・上限額>

タクシー1回の利用につき当該利用料に2分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
 利用回数は1世帯につき、年間72回を限度とし、片道を1回とする。ただし、年度の途中で申請を行った者の利用回数は、申請をした月を含む当該年度の残り月数に6を乗じた回数とする。

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

利用希望者は毎年度申請書を提出するものとする。

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)

随時 利用申請
 申請後 利用決定、タクシーチケット交付

補助事業の活用実績

【令和5年度】 217千円
 【令和4年度】 213千円
 【令和3年度】 219千円

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：
 電話：

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
北栄町	14,327人	56.9km ²	251.6人/km ²	5,208人	1,783人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

人口減少や少子高齢化が進む過疎地域において、移動手段の確保は日常生活の維持や社会参加の機会の確保につながる重要な課題であり、特に免許を持たない高齢者や学生等の移動手段の確保が課題。公共交通については、広域バス路線が3本（赤碓線、栄線、北条線）が運行されているが、人口減少や少子高齢化等により、バス利用者が減少しており、それに伴い町の補助金負担も年々拡大している。その他、乗りあいタクシー、共助交通（瀬戸・原地区、下神地区）が運行されている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：路線維持費補助金	②：鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業補助金	③：乗りあいタクシー運行支援事業費補助金	④：北栄町共助交通運行支援事業補助金	⑤：各種協議会負担金
予算額【千円】	11937千円	815千円	743千円	900千円	222千円
財源内訳【千円】	一般 11688千円 県補助 249千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
北栄町	14,327人	56.9km ²	251.6人/km ²	5,208人	1,783人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

人口減少や少子高齢化が進む過疎地域において、移動手段の確保は日常生活の維持や社会参加の機会の確保につながる重要な課題であり、特に免許を持たない高齢者や学生等の移動手段の確保が課題。公共交通については、広域バス路線が3本（赤碓線、栄線、北条線）が運行されているが、人口減少や少子高齢化等により、バス利用者が減少しており、それに伴い町の補助金負担も年々拡大している。その他、乗りあいタクシー、共助交通（瀬戸・原地区、下神地区）が運行されている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：高校生通学費助成事業	⑦：スクールバス管理事業			
予算額【千円】	3000千円	4210千円			
財源内訳【千円】	一般 1000千円 県補助 2000千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
北栄町	①：路線維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、生活交通路線の確保方策の一環として、バス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。

補助の要件
 ・路線維持費（補填分）補助金：
 【補助対象事業者】国庫補助金交付要綱第4条第1項に定める者
 【補助対象系統】国庫補助金交付要綱別表1の補助事業の基準の欄に定める基準に適合する系統のうち、国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統であって、県補助金交付要綱第5条の交付申請を行う系統
 ・広域バス路線維持費補助金：
 【補助対象事業者】次の要件を全て満たす系統(以下「広域補助対象系統」という。)を運行する事業者
 (1)本町を含む複数市町村をまたがり運行する赤字系統で国の補助対象外系統。ただし、複数市町村の決定は、平成18年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
 (2)地域協議会において運行継続が必要と認められた系統

補助の内容
 <対象経費>
 ・路線維持費（補填分）補助金：国庫補助金交付要綱別表2の規定により補助対象経費を算出した場合に当該補助対象経費の限度を超えた額と、県補助金交付要綱第6条に基づき交付決定及び額の確定をされた県補助金の額、県補助金交付要綱第13条に基づき交付決定及び額の確定をされた県補助金の額、及び県補助金交付要綱第19条に基づき交付決定及び額の確定をされた県補助金の額の和との差額
 ・広域バス路線維持費補助金：補助対象期間に、事業者が広域補助対象系統を運行するために要した経費のうち、当該年度の「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて積算した運行費用(「補助対象経常費用」)から、当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額(「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として積算する。)

<補助率・上限額>
 ・路線維持費（補填分）補助金：(補助率) 上記補助対象経費に本町の系統占有率を乗じて得た額
 ・広域バス路線維持費補助金：(補助率) 上記補助対象経費に本町の系統占有率を乗じて得た額

<要綱等詳細情報URL>
http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00000679.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 12月上旬交付申請→12月中旬交付決定→支払い

補助事業の活用実績
 ・路線維持費（補填分）補助金：日ノ丸自動車（赤碓線）、日本交通（北条線）
 ・広域バス路線維持費補助金：日ノ丸自動車（栄線）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
 ・広域バス路線維持費補助金は、県から1/2の補助あり。

問合せ先 部署：企画財政課
 電話：0858-37-5864

【個票②】

自治体名	事業名称
北栄町	②：鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●						

補助の目的
 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、生活交通路線の確保方策の一環として、バス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。

補助の要件
 鳥取砂丘コナン空港から青山剛昌ふるさと館間の系統を運行する事業者

補助の内容

<対象経費>

- ・鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業(通常運行費)：
 利用料/回青山剛昌ふるさと館 鳥取砂丘コナン空港乗込人(中学生以上)17600円
 1人(小学生)800円
 青山剛昌ふるさと館 倉吉駅乗込人(中学生以上)530円
 1人(小学生)270円
- ・鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業(特別運行費)：飛行機の遅れなどにより、バスの発着時刻が遅れたことに伴い、青山剛昌ふるさと館前バス停に対して代行措置を行う事業

<補助率・上限額>

- ・鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業(通常運行費)：
 補助金額 運行費用から年間利用料を除いた額と限度額のいずれか低い額
 限度額 運行費用の4/10
- ・鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業(特別運行費)：
 補助金額 補助対象事業1回につき1,500円
 限度額 補助対象事業50回
 ※鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業(通常運行費)の利用料が当該運行費用を上回った場合は、上回った額をこの補助金額から控除する。

<要綱等詳細情報URL>
http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00000679.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 4月交付申請→4月交付決定→3月実績報告→4月額確定→支払い

補助事業の活用実績
 ・日ノ丸ハイヤー

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：企画財政課
 電話：0858-37-5864

【個票③】

自治体名	事業名称
北栄町	③：乗りあいタクシー運行支援事業費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、生活交通路線の確保方策の一環として、バス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。

補助の要件
 補助対象事業者：補助対象期間内に、北栄町を起終点とし、かつ他の市町村をまたがらない系統を運行する事業者(無償運行するもの及び輸送対象又は輸送目的を特定して運行するものは除く。)

補助の内容

<対象経費>
 運行費用から利用料を除いた額
 【運行費用】
 路線区分 ①西高尾駐車場～青山剛昌ふるさと館間の乗降(ただし、②の場合を除く。)：費用単価2,380円
 ②由良駅～青山剛昌ふるさと館間の乗降：費用単価640円
 利用料金 大人(中学生以上)：200円、小人(小学生)：100円、乳幼児：保護者同伴の利用とし、1人目までは無料、2人目から小人料金とする、障がい者：①大人は大人利用料金の半額、小人は小人利用料金の半額※第1種：本人、介護人とも半額、第2種：本人のみ半額、運転免許証自主返納者：100円

<補助率・上限額>
 補助率：1 / 1

<要綱等詳細情報URL>
http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00000679.html

エントリー方法

スケジュール (目安として直近年度の状況を記載)
 4月交付申請→交付決定→実績報告書提出(毎月)→支払い(毎月)→3月末実績報告書→額確定

補助事業の活用実績
 ・由良タクシー

予算化にあたり工夫した点 (他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等)

備考

問合せ先 部署：企画財政課
 電話：0858-37-5864

【個票④】

自治体名	事業名称
北栄町	④：北栄町共助交通運行支援事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												無償の共助交通

補助の目的
日常生活における移動手段を確保するための住民相互による共助交通に取り組む団体を支援する。

補助の要件
次の各号に掲げる要件を全て満たす団体 ・共助交通に取り組む団体であり、団体としての規約を有していること。 ・道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送を行うものでないこと。

補助の内容
<対象経費> (1) 共助交通に使用する車両の自動車任意保険料に係る経費 (2) 共助交通に使用する物品等に係る経費
<補助率・上限額> (1) 補助率：10/10、限度額：400千円、補助対象年限：2年 (2) 補助率：10/10、限度額：100千円、補助対象年限：1年
<要綱等詳細情報URL> http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00001228.html https://www.e-hokuei.net/11741.htm

エントリー方法
交付申請書、事業計画書等必要な書類を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
4月交付申請書・事業計画書提出→交付決定→概算払い→3月末実績報告書提出→額確定・精算

補助事業の活用実績
・乗りのりクラブ（R5年5月～） ・買い物支援 さくら号（R6年4月～）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
R7年度より事業変更の可能性大

問合せ先	部署：企画財政課 電話：0858-37-5864
------	-----------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
北栄町	⑤：各種協議会負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
●												

補助の目的
協議会の運営・事業費の市町村負担のため。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
 ・JR線・智頭線中部地区利用促進協議会（一般会費・特別会費）：一般会費 5千円、特別会費 71千円
 ・鳥取県中部地域公共交通協議会：30千円
 ・鳥取空港の利用を促進する懇話会（一般会費・特別会費）：一般会費 10千円、特別会費 50千円
 ・国際定期便利用促進協議会：36千円
 ・山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議：20千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：企画財政課
電話：0858-37-5864

【個票⑥】

自治体名	事業名称
北栄町	⑥：高校生通学費助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												町内在住の高校生

補助の目的
 高校生等を抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないように支援するとともに、北栄町における定住の維持及び移住の促進に資することを目的とする。

補助の要件
 (1) 北栄町内に住所を有し、助成対象期間に県内の高等学校等に在籍している高校生等
 (2) 高等学校等への通学にあたり公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。
 (3) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限(高等専門学校にあっては、3年とする。)

補助の内容
<対象経費>
 1月あたりの通学費(1月を超える定期券にあっては、購入金額を月数で除した額)から7,000円を控除して得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
 ※鉄道利用に当たっては運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。
 ※修業年限の最終学年の3月及び休学期間など、通学実態がない期間は助成対象の期間に含めないものとする。

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>
http://www2.e-hokuei.net/reiki_int/reiki_honbun/r246RG00001104.html
<https://www.e-hokuei.net/7798.htm>

エントリー方法
 申請に必要な書類を北栄町教育委員会事務局 教育総務課（大栄庁舎1階）または北条支所総合窓口へ持参、郵送

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 在学中、かつ申請する通学定期券の有効期間が含まれる年度内に申請
 申請受付：3月31日まで随時
 支払時期：交付申請書兼請求書→滞納等審査→交付決定→支払(申請から1～2ヶ月後)

補助事業の活用実績
 2020年4月1日～助成開始

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：教育総務課
 電話：0858-37-5870

【個票⑦】

自治体名	事業名称
北栄町	⑦：スクールバス管理事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
			●									

補助の目的
遠距離かつ公共交通路線の無い地域の児童の通学方法確保のため。

補助の要件
町直営事業

補助の内容

<対象経費>
人件費（運転手、添乗員）
管理費（車検費用、修繕費、消耗品費など）

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
通年運行

補助事業の活用実績
大栄小学校（実人数213人）、北条小学校（実人数78人）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育総務課 電話：0858-37-5870
------	-----------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
大山町	15,048人	189.7km ²	79.3人/km ²	6,136人	1,575人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
人口減少や少子高齢化が進んでいるが、本町の地理的特徴として各集落が点在していることから、移動の主な手段が自家用車となっている。また、利用者の減少による町内の公共交通機関の減便や路線廃止等、住民が日常生活を送るうえで

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：路線バス運営負担金	②：デマンドバス事業	③：タクシー助成事業	④：スクールバス運転管理業務委託	⑤：高等学校等通学定期乗車券購入補助金
予算額【千円】	30,498千円	73,414千円	3,051千円	38,173千円	11,040千円
財源内訳【千円】	町：10/10 (交付税措置・県補助あり)	町：10/10 (交付税措置・県補助あり)	町：10/10 (交付税措置あり)	町10/10	県：1/2 町：1/2
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
大山町	①：路線バス運営負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

補助の目的
 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、生活交通路線の確保方策の一環として、バス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保すること

補助の要件
 大山町バス運行対策費補助金交付要綱参照

補助の内容
 <対象経費>
 大山町バス運行対策費補助金交付要綱参照

<補助率・上限額>
 10/10

<要綱等詳細情報URL>
https://www.daisen.jp/reiki/reiki_honbun/r148RG00001009.html

エントリー方法
 補助金の交付を受けようとする会計年度の12月10日までに申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 12月頃申請を受理

補助事業の活用実績
 【令和5年度】広域路線 18,041千円 単町路線 11,846千円
 【令和4年度】広域路線 18,566千円 単町路線 11,932千円
 【令和3年度】広域路線 18,497千円 単町路線 11,473千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：まちづくり課
 電話：0859-54-5202

【個票②】

自治体名	事業名称
大山町	②：デマンドバス事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												直営

補助の目的
 日常生活の移動に不便を感じる高齢者、障がい者等特に交通の配慮が必要な交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図り、もって公共の福祉の増進

補助の要件

補助の内容
 <対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>
https://www.daisen.jp/reiki/reiki_honbun/r148RG00000637.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：まちづくり課 電話：0859-54-5202
------	------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
大山町	③：タクシー助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												補助の要件を 満たした者

補助の目的
 買い物や通院等を自分で行うことにより、自らが外出できる機会を得て、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援する。

補助の要件
 ①65歳以上の高齢者及び障がい者等
 ②利用対象区域：町内、鳥取県中西部の医療機関
 ③利用回数：週1回まで

補助の内容
 <対象経費>
 利用者の居宅から目的地までのタクシー乗車料金

<補助率・上限額>
 乗車料金の1/2を助成。ただし料金が1,000円未満の場合は500円を差し引いた金額を助成。

<要綱等詳細情報URL>
 —

エントリー方法
 随時申請受付

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 随時申請受付

補助事業の活用実績
 【令和5年度】利用登録人数 383人 利用延べ回数 2,516回
 【令和4年度】利用登録人数 325人 利用延べ回数 2,563回
 【令和3年度】利用登録人数 281人 利用延べ回数 2,470回

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
 —

備考

問合せ先 部署：まちづくり課
 電話：0859-54-5202

【個票④】

自治体名	事業名称
大山町	④：スクールバス運転管理業務委託

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
 町所有のスクールバスについて、小中学校の登下校時間等の運転業務、車両の清掃業務、運行管理業務を委託し、通学における児童生徒の安全確保を図る。

補助の要件
 —

補助の内容
 <対象経費>
 スクールバス運転業務、清掃業務、校外行事等運転業務、運行管理業務に要する経費

<補助率・上限額>
 —

<要綱等詳細情報URL>
 —

エントリー方法
 —

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 4月 契約
 4月～翌年3月 業務実施
 毎月実績報告、委託料の支払

補助事業の活用実績
 【令和5年度】委託料 32,294千円
 【令和4年度】委託料 30,443千円
 【令和3年度】委託料 29,639千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
 —

備考
 —

問合せ先	部署：幼児・学校教育課 電話：0859-54-5211
------	--------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
大山町	⑤：高等学校等通学定期乗車券購入補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												保護者 (生徒と同居)

補助の目的
公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に対して当該定期乗車券の購入に要する経費を支援し、子育て家庭における経済的負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図る。

補助の要件
以下の要件を全て備える生徒と同居の保護者 ①補助金の交付の申請を行う日の属する年度において県内の高等学校等に就学する高校生等 ②高等学校等への通学にあたり、公共交通機関を利用し、かつ当該公共交通機関の利用について定期乗車券を使用している。 ③高等学校等の在籍期間か、入学した日から起算して3年を超えていない。

補助の内容
<対象経費> 高校生等の居住地から高等学校等までの通学するために公共交通機関に支払う最寄り駅・バス停までの定期乗車券（卒業学年は2月末日まで）の購入費用。

<補助率・上限額>
①月額実費負担額が7,000円以下の場合は、1/2助成（100円未満切捨） ②月額実費負担額が7,000円を超えた場合は、超えた金額に①を上乗せして助成（100円未満切捨）

<要綱等詳細情報URL>
https://www.daisen.jp/1/10/35/1/7/

エントリー方法
随時申請受付。ただし申請期限は、定期乗車券購入後2年間となり、3年次は3月末日まで。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
随時申請受付（申請から支払いまでは約1ヶ月）

補助事業の活用実績
【令和5年度】助成件数 791件 9,772千円 【令和4年度】助成件数 847件 10,581千円 【令和3年度】助成件数 936件 10,557千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：こども課 電話：0859-54-5205
------	----------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
伯耆町	10,297人	139.4km ²	73.8人/km ²	4,130人	1,198人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
<p>本町にある公共交通は、JR伯備線の駅が2つ（岸本駅、伯耆溝口駅）、民間事業者の広域路線バス（主要道路を運行する1路線のみ）、本町が運行する市町村有償運送（スクールバス、デマンドバス）があるほか、タクシー事業者が町内に1つある。地域の状況としては、人口減少及び少子高齢化が進んでおり、溝口地域では過疎化が進んでいる。現状、JRや広域路線バスは本数が少ないほか、人口減少の影響を受け、利用者数も減少し広域バス路線については民間事業者のみでは維持が困難な状況となっている。また、デマンドバスにより民間路線がないエリアに交通空白が無いようにしているが、地域的に自家用車による移動がほとんどであることから公共交通利用者はなかなか増えない状況にある。その他、全国的な課題にもなっているドライバー不足は深刻であり、その影響による運行との見直しが必要になってきている。</p>

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	地方バス路線維持対策費補助金				
予算額【千円】	19,305千円				
財源内訳【千円】	県補助金：5千円 一般財源：19,300円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
伯耆町	地方バス路線維持対策費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

補助の目的
 本町内を運行する広域路線バスの維持のため、運行事業者へ補助金を交付する。

補助の要件
 鳥取県及び地域協議会において、広域路線と認められ、かつ、運行継続が必要と認められた系統について、本町内を運行する赤字系統の路線

補助の内容

<対象経費>

補助対象経常費用と経常収益との差額のうち、本町内を運行に係るもの（キロ按分）

<補助率・上限額>

なし

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

個別調整

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

交付申請：12月上旬
 交付決定、額の確定：12月頃
 支出：1月頃

補助事業の活用実績

【令和5年度】日ノ丸自動車 17,556千円
 【令和4年度】日ノ丸自動車 17,202千円
 【令和3年度】日ノ丸自動車 16,377千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：伯耆町企画課経営企画室 電話：0859-68-4212
------	-----------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
日野町	2,742人	134.0km ²	20.5人/km ²	1,398人	168人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

65歳以上の高齢化率が50%を超える本町においては、ドアツードア輸送の需要が年々高まっている。当該需要に対応するため、R3年度より自家用有償旅客運送によるデマンド輸送を「町営タクシー」と称し、主に病院への通院や買い物時の交通手段の確保に努めている。今後、現在の運行体制をいかに維持していくか（委託先、運転手確保等）が課題となっている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	生活交通路線維持費補助金	タクシー助成補助金			
予算額【千円】	4,000	1,800			
財源内訳【千円】	特別交付税【4,000】	県補助金【500】 過疎債【1,300】			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
日野町	生活交通路線維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
路線維持確保に係る費用（赤字部分）について補助するもの

補助の要件
生活交通確保対策地域協議会の協議結果に基づき市町村長が選定した乗合バス事業者に対し、一定の基準に適合する補助事業を行う市町村を補助対象とする。

補助の内容
<対象経費> 補助対象経常費用と経常収益との差額
<補助率・上限額> 赤字部分の10/10（本町運行km数分）上限なし
<要綱等詳細情報URL> 掲載なし

エントリー方法
定めなし

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
12月申請 3月支払い

補助事業の活用実績
R5年度 2,831千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：企画政策課 電話：0859-72-0332
------	-----------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
日野町	タクシー助成補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												タクシー利用者

補助の目的
交通弱者等のタクシー利用料を補助

補助の要件
(1) 町内に住所を有する、自動車の運転ができない70歳以上の者 (2) 町内に住所を有する、地域事情などによりタクシー以外の公共交通機関を利用することが困難で、自動車の運転ができない65歳以上の者 (3) 町内に住所を有し、在宅で生活している要介護認定者及び身体障害者手帳を有する者 (4) 町内に住所を有する高校生以下の者で、集落から最寄りのバス停まで2km以上あり、町営バスのみによる通学が困難な者

補助の内容
<対象経費>
民間タクシー メーター料金1,000円以下 - 運賃の額に2分の1を乗じて得た額から10円未満を切り上げた額。 メーター料金1,001円以上5,780円以下 - 運賃の額から500円を控除した額。 メーター料金5,870円以上 - 4,780円※身体しょう害者割引、知的障がい者割引等を適用の場合は4,200円 町営タクシー
<補助率・上限額>
上記参照
<要綱等詳細情報URL>
https://www.town.hino.tottori.jp/secure/1964/5R6zyoseikenn1.pdf

エントリー方法
随時対応、役場にて

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
随時

補助事業の活用実績
R5年度 1,220千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：企画政策課 電話：0859-72-0332
------	-----------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）

自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
江府町	2,520人	124.5km ²	20.2人/km ²	1,240人	195人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

自家用有償旅客運送制度を用いて、町営バスおよび町営タクシーを運行している。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）

事業名称	①：町営交通運行委託料	②：生活交通路線維持支援金	③：タクシー利用助成補助金		
予算額【千円】	73,743千円	6,777千円	320千円		
財源内訳【千円】	県補助：26,998千円 一般財源：46,745千円	一般財源：6,777千円	一般財源：320千円		
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

--

【個票①】

自治体名	事業名称
江府町	①：町営交通運行委託料

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
							●					

補助の目的
町営交通の運行を円滑に行うために、事業者に運行を委託するもの。

補助の要件
日本交通株式会社

補助の内容

<対象経費>
運行委託料

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年4月1日に委託契約を締結（契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：住民生活課 電話：0859-75-3223
------	-----------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
江府町	②：生活交通路線維持支援金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
				●								

補助の目的
 米子駅から日野病院までの国道を日野本線として毎日運行している路線バスの路線維持を図るために、バス事業者に対して運行経費の補助を行う。

補助の要件
 日ノ丸自動車株式会社

補助の内容

<対象経費>
 当該年度国庫補助金の補助対象経費から除かれた額がある路線の路線維持費（嵩上げ分）および運行費（路線維持費補てん分）

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
 令和5年12月 補助金申請→交付決定

補助事業の活用実績
 【令和5年度】6,733千円
 【令和4年度】6,761千円
 【令和3年度】5,769千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：住民生活課 電話：0859-75-3223
------	-----------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
江府町	③：タクシー利用助成補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者					自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)	
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地		福祉有償
												町民

補助の目的
町内在住の身体障がい者や自動車を運転できない高齢者、高校生などを対象に町が指定するタクシー利用料金の一部もしくは全部を助成する。

補助の要件
町内在住の身体障がい者や自動車を運転できない高齢者、高校生等 ※利用可能なタクシー事業者は江府町営タクシー、日野町営タクシー、日本交通、溝口タクシー

補助の内容
<対象経費> タクシー利用料金の一部または全額
<補助率・上限額> 【一部補助（交付枚数48枚のうち40枚）】 運賃が1000円を超えた場合、当該運賃の超えた額を補助 【全額補助（交付枚数48枚のうち8枚）】 運賃を全額補助 ※ただし、日本交通および溝口タクシーを利用の場合は、いずれの助成券の利用であっても半額を補助する。
<要綱等詳細情報URL> https://www.town-kofu.jp/2/1/4/16/1-copy/

エントリー方法
様式に必要事項を記載して申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年4月 前年度までに利用申請のあった方に5年度分の助成券配布 令和5年4月～（随時）申請受付→助成券配布

補助事業の活用実績
【令和5年度】登録人数：332人 補助額：1,266千円 【令和4年度】登録人数：360人 補助額：776千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：住民生活課 電話：0859-75-3223
------	-----------------------------